

広島県告示第三百五十八号

平成十七年広島県告示第二百五十四号（広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例に基づく重要港湾に係る地区で知事が別に定めるものの指定）の一部を次のように改正する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

表を次のように改める。

港 湾 名	地 区
福 山 港	福山市箕沖町九番、九番地先、一〇番、一〇番地先、一一番、一一番地先、一〇八番二、一〇八番四、一〇八番五、一〇八番六、一〇九番三及び一一〇番三（以上について次の図に示す部分に限る。）

備考 次の図は省略し、その図面を広島県土木局空港港湾部港湾管理課及び広島県福山地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。